

沖 縄 県
労 働 委 員 会 年 報

令 和 6 年 版



沖縄県労働委員会事務局

はじめに

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

労働委員会の特色は、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が事件処理に当たり、それぞれの委員が知識や経験等に基づく専門性を発揮し、労使紛争の解決を目指すことにあります。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労働組合と使用者との間又は個々の労働者と使用者との間で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で、労使紛争の早期解決に当たります。
- ・秘密は厳守します。
- ・利用は無料です。

<お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁2階)

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

第24期沖縄県労働委員会委員

(令和5年12月15日～令和7年12月14日)

公益委員



会長
田島 啓己



会長代理
村上 恵実



戸谷 義治



與那嶺 敏



松井 有美

労働者委員



知花 優



與那覇 栄蔵



木本 邦広



大屋 尚子



知念 克也

使用者委員



田端 一雄



名嘉村 裕子
(令和6年12月31日退任)



大城 恵美



金城 欣光



普久原 啓之
(令和6年4月30日退任)



菊地 毅
(令和6年6月20日就任)

目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組織	1
第2章 会議	
第1節 総会	5
第2節 公益委員会議	8
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概況	9
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	12
第3節 不当労働行為事件の概要	13
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	15
第4章 労働争議の調整	16
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	20
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	27
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	28
第3節 争議行為予告通知	29
第4節 労働争議の実情調査	30
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	31
第2節 研修	35
第3節 広報等	37
資 料 年別申立て・申請件数の推移	39

《元号表記に係る注釈》

年報は、暦年（1月～12月）を単位としてまとめているところ、2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことから、本年報においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記することとする。

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第 19 条の 12 に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第 180 条の 5 第 2 項に規定する執行機関である。

第 1 節 組織

1 委員

当委員会は、労組法第 19 条の 12 第 2 項及び労働組合法施行令(昭和 24 年政令第 231 号。以下「労組法施行令」という。)第 25 条の 2 の別表第 3 により、公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人計 15 人の委員で構成されている。

令和 5 年 12 月 15 日に第 24 期委員の任命に伴う会長及び会長代理の選挙があり、会長に田島啓己公益委員、会長代理に村上恵実公益委員が選出された。令和 6 年は、次に掲げる第 24 期委員により運営された。

なお、第 24 期委員の任期は令和 7 年 12 月 14 日までの 2 年間となっている。

第24期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和5年12月15日～令和7年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続5期
	○ 村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 連続2期
	戸 谷 義 治	琉球大学人文社会学部教授	令3.12.15～ 連続2期
	與 那 嶺 敏	弁護士	令5.12.15～ 新任
	松 井 有 美	沖縄国際大学法学部講師	令5.12.15～ 新任
労働者委員	知 花 優	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	平29.12.15～ 通算3期
	與 那 覇 栄 蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 特別執行委員	平19.2.1～ 通算5期
	木 本 邦 広	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令5.12.15～ 新任
	大 屋 尚 子	沖縄電力労働組合本部副執行委員長	令5.12.15～ 新任
	知 念 克 也	沖縄電力関連産業労働組合総連合会 長	令5.12.15～ 新任
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	令3.12.15～ 連続2期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせきフロンタライン 人材開発事業部取締役部長	平29.12.15～ 令6.12.31 連続4期
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令元.12.15～ 連続3期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役総務部長	令3.12.15～ 連続2期
	普 久 原 啓 之	株式会社琉球リース 代表取締役会長	令5.1.12～ 令6.4.30 連続2期
	菊 地 毅	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	令6.6.20～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年地方労働委員会告示第1号）第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和6年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
田島啓己	労働委員会公益委員	令和5年12月15日
村上恵実	〃	令和5年12月15日
戸谷義治	〃	令和5年12月15日
與那嶺敏	〃	令和5年12月15日
松井有美	〃	令和5年12月15日
知花優	労働委員会労働者委員	令和5年12月15日
與那覇栄蔵	〃	令和5年12月15日
木本邦広	〃	令和5年12月15日
大屋尚子	〃	令和5年12月15日
知念克也	〃	令和5年12月15日
田端一雄	労働委員会使用者委員	令和5年12月15日
名嘉村裕子	〃	令和5年12月15日
大城恵美	〃	令和5年12月15日
金城欣光	〃	令和5年12月15日
菊地毅	〃	令和6年7月11日
下地誠	労働委員会事務局長	令和4年4月14日
島尻和美	労働委員会事務局調整審査課長	令和5年4月13日
山下ひかり	労働委員会事務局調整審査課審査監	令和6年4月11日

3 事務局

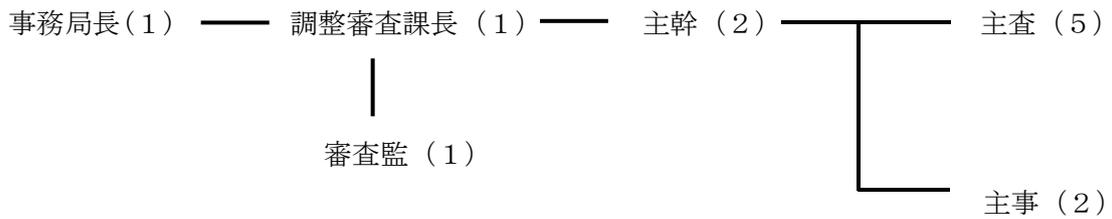
労働委員会事務局は、労組法第 19 条の 12 第 6 項において準用する同法第 19 条の 11 第 1 項及び労組法施行令第 25 条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和 47 年沖縄県規則第 67 号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、12 名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局機構図



第2章 会議

第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項は全て会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高意思決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条の規定により、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停の開始、仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。その他、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

令和6年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

総会開催状況

通算回数	開催月日	議題
966	1.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：令和5年における不当労働行為事件の審査の実施状況、不当労働行為審査関係1件、調整関係2件、個別あっせん関係1件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和5年10月～12月）について (2) 令和5年における事件の取扱・処理状況について (3) 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について

通算回数	開催月日	議題
967	2. 8	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係2件、個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 委員特別研修の結果について (2) 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座実施結果報告 (3) 令和6年度総会開催計画
968	3. 14	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、調整関係1件、個別あっせん関係6件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 令和5年（調）第1号事件に係る立会い団交について
969	4. 11	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係5件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 (1) 令和5年（調）第1号事件に係る立会い団交について (2) 四半期別業務状況（令和6年1月～3月）について (3) 令和6年度諸会議等委員出張計画について (4) 令和6年度労働委員会当初予算について (5) 令和6年度事務局体制について
970	5. 9	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 令和6年度九州労働委員会会長会議の結果について
971	6. 20	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第91回九州労働委員会連絡協議会の結果について (2) 令和6年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について
972	7. 11	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係5件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（令和6年4月～6月）について (2) 令和6年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について

通算回数	開催月日	議題
973	8.8	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件
974	9.12	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 令和6年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について (2) 令和6年度使用者向けセミナーの実施状況について
975	10.10	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係2件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和6年7月～9月）について (2) 令和6年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について (3) 令和6年度使用者向けセミナーの実施状況について
976	11.21	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係2件、個別あっせん関係5件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 令和6年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について
977	12.12	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係2件、個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：3件 4 その他 令和6年度使用者向けセミナーの実施状況について

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、主に次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

令和6年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議題
424	3.14	労働組合法第5条の規定に基づく労働組合資格審査について（沖労委令和5年（資）第5号）
425	6.5	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和6年（認）第1号）（メール会議）
426	7.11	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示について（沖労委令和6年（認）第1号）
427	8.2	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和6年（認）第2号）（メール会議）
428	9.12	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示について（沖労委令和6年（認）第2号）

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概 況

令和6年に取り扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越が1件と新規申立1件の計2件であり、次年への繰越となっている。

また、令和2年から令和6年の係属件数は6件で、終結状況は、命令・決定3件、取下げ1件となっている。

令和2年から令和6年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのおりである。

第1表 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

区 分		年					計	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
係属件数	前年繰越	3	0	0	0	1	3	
	新規申立	0	0	1	1	1	3	
	計	3	0	1	1	2	6	
終結状況	取 下 げ	0	0	1	0	0	1	
	和 解	無 関 与	0	0	0	0	0	0
		関 与	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	命 令・決 定	救 済	0	0	0	0	0	0
		棄 却	3(3)	0	0	0	0	3
		却 下	0	0	0	0	0	0
		計	3(3)	0	0	0	0	3
	合 計		3(3)	0	1	0	0	4
	平均所要日数(日)		461	-	44	-	-	357
次 年 繰 越		0	0	0	1	2	2	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。

③ 計欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和2年から令和6年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
労働組合		0	0	1	1	1	3
個人		0	0	0	0	0	0
個人・労働組合		0	0	0	0	0	0
計		0	0	1	1	1	3

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
1号		0	0	0	0	0	0
2号		0	0	0	0	0	0
3号		0	0	0	0	0	0
4号		0	0	0	0	0	0
1・2号		0	0	0	0	0	0
1・3号		0	0	1	1	0	2
2・3号		0	0	0	0	0	0
1・2・3号		0	0	0	0	1	1
1・3・4号		0	0	0	0	0	0
計		0	0	1	1	1	3

注）各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員数	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
49人以下		0	0	0	0	1	1
50～99人		0	0	0	0	0	0
100～199人		0	0	0	0	0	0
200～299人		0	0	1	0	0	1
300～499人		0	0	0	0	0	0
500～999人		0	0	0	0	0	0
1,000人以上		0	0	0	1	0	1
計		0	0	1	1	1	3

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業 種	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
製造業		0	0	0	0	1	1
情報通信業		0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業		0	0	0	1	0	1
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	0	0	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	0	1	0	0	1
医療、福祉		0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)		0	0	0	0	0	0
公務(他に分類されるものを除く)		0	0	0	0	0	0
計		0	0	1	1	1	3

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	調査 回数	審問 回数	所要 日数	備考
		被申立人		終結年月日					
1	令和5年 (不) 第1号	X組合	①解雇撤回及びバックペイ等の支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示(団体交渉の拒否に係る文書を追加)	R5.11.6	次年 繰越	4	-	-	
		Y1法人 Y2法人		-					
2	令和6年 (不) 第1号	X組合	①組合脱退勧奨行為の禁止及び謝罪 ②組合員に対する誹謗中傷等の禁止及び謝罪 ③団体交渉応諾 ④支配介入の禁止 ⑤救済申立てを理由とした不利益取扱いの禁止及び謝罪(追加) ⑥文書交付及び掲示	R6.9.17	次年 繰越	1	-	-	
		Y法人		-					

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとなっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

令和6年における取扱事件は2件で、次年繰越となっている。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 沖労委令和5年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
		X組合 組合員数：300人			Y1法人 業種：運輸業、郵便業 従業員数：1,000人 Y2法人 業種：運輸業、郵便業 従業員数：25,000人	
申立年月日	令和5年11月6日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	(委員長)田島 啓己 村上 恵実		参与委員	(労)知花 優 (使)金城 欣光		
請求する 救済の内容	1 組合員の解雇をなかったものとして取り扱い、賃金相当額及び損害金を支払うこと					
	2 組合からの脱退を勧奨するなどの組織・運営に支配介入することの禁止 3 文書交付及び掲示（団体交渉の拒否に係る文書を追加）					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第2号（追加）、第3号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Y1法人は、支店の閉鎖に際し、X組合の組合員に対して組合から脱退しなければグループ会社への転籍拒否や解雇などの不利益な取扱いを受ける旨の態度を示し、組合からの脱退を勧奨したり文書の提出を控えるよう促した。X組合の組合員は、グループ会社への転籍を拒否され支店の閉鎖に伴い解雇となった。これらのY1法人の行為は、労組法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>また、Y1法人の親会社であるY2法人は、X組合の組合員の転籍や解雇について現実的かつ実質的に支配、決定することができる地位にあり、本件転籍拒否及び解雇はY1法人とY2法人が共同して行ったものといえるから、Y2法人との関係でも不当労働行為に該当する。</p> <p>さらに、X組合からY1法人沖縄支店の存続や従業員の雇用確保の方策について繰り返し団体交渉を求めたにも関わらず、Y1法人は令和5年5月に団体交渉を開催するまで団体交渉を拒否し、具体的な説明を行わなかった。これは労組法第7条2号の団体交渉の拒否に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>組合の主張について否認し争う。</p> <p>支店従業員の解雇はやむを得ない状況の下でなされたもので、解雇において従業員に不利益取り扱いをなした事実や、組合を脱退することをグループ会社への転籍の雇用条件として提示した事実はない。</p> <p>また、Y1法人とY2法人が完全親子会社であるとは言え、あくまで別法人で別個の経営判断等がなされているものであり、Y1法人の行為がそのままY2法人の行為となるものではない。</p> <p>組合から団体交渉申入れのあった時点では、Y1法人へ何らの情報も入らず、状況整理もできない状態であり、組合に具体的な状況説明をしたり、協議したりできるものではなかった。</p>						
経 過						
令和5年11月6日の申立て後、委員調査を4回実施した。（次年へ繰越）						

2 沖労委令和6年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：9人			Y法人 業種：製造業 従業員数：34人		
申立年月日	令和6年9月17日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	1	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	與那嶺 敏			参与委員	(労)與那覇 栄蔵 (使)大城 恵美	
請求する 救済の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働組合脱退勧奨行為を認め、謝罪すること 2 組合執行委員長に対する誹謗中傷行為を認め、謝罪すること 3 団体交渉に応じること 4 労働組合の活動を支配し、若しくはこれに介入することなく、自由な組合活動を労使基本協約にて認めること 5 各事業所における文書掲示及びY法人ホームページ・SNS、県内全紙に謝罪文（謝罪広告）を掲載すること 6 救済申立てを理由とした不利益な扱いを認め、申立人及び全従業員に謝罪し、監視カメラを撤去すること（追加） 					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第2号、第3号、第4号（追加）		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>X組合を結成した直後からY法人の取締役による組合の実情を組合員から聞き出すような行為や、脱退届の様式を配付する等の行為があり、その結果、組合員の大量脱退に繋がった。また、X組合執行委員長（以下「A委員長」という。）に対する誹謗中傷行為により組合員の分断を図るとともにA委員長の給与を不当に減額された。さらに、X組合結成に法人側が関与したことにしようとする支配介入行為があった。このほか、第1回団体交渉を申し入れたが、A委員長への個人攻撃が行われ、開催の目途が立っていない。</p> <p>これらの法人の行為は労組法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>本件申立後、Y法人から組合員を狙った嫌がらせ（監視カメラの設置、携帯電話・ボイスレコーダーの使用禁止等）やA委員長に支給されていた家賃補助の廃止といった行為あり、これらの行為は労組法第7条第4号に該当する不当労働行為である。</p> <p>【被申立人】</p> <p>組合の主張について否認し争う。</p> <p>従業員から組合を脱退したいと相談を受けたことはあるが、組合活動を阻害するような行為はしていない。また、A委員長は自身が「鬱状態」にあるとして業務を拒否しており、健康状態を確認するため団体交渉の前提として診断書の提出を求めているが、その提出がないため団体交渉に進むことができない。</p>						
経 過						
令和6年9月17日の申立て後、委員調査を1回実施した。（次年へ繰越）						

第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

当委員会の発した命令に係る令和6年中の再審査事件はない。

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

令和6年に取り扱った調整事件は、前年からの繰越が2件で、調整区分はあっせんとなっている。2件とも解決により終結した。

また、令和2年から令和6年における係属件数は5件となっている。

令和2年から令和6年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 調整事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					計	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
係属件数	前年繰越	0	0	1	0	2	0	
	調整区分	新規申請	0	2	1	2	0	5
		あっせん	0	2	1	2	0	5
		調 停	0	0	0	0	0	0
		仲 裁	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2(1)	2	2(2)	5	
終 結 状 況	解 決	0	1	0	0	2(2)	3	
	打 切 り	0	0	2(1)	0	0	2	
	取 下 げ	0	0	0	0	0	0	
	不 開 始	0	0	0	0	0	0	
	計	0	1	2(1)	0	2(2)	5	
	平均調整回数(回)	-	4.0	1.5	-	1.0	1.8	
	平均所要日数(日)	-	153	183.5	-	60	128.0	
	解決率(%)	-	100.0	0	-	100.0	60.0	
次 年 繰 越	0	1	0	2	0	0		

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件（あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。）の平均値である。

$$\text{③ 解決率(\%)} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

④ 計欄は、当該期間（5年）を1期間とした時の係属件数等であり、令和2年から令和6年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年					計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
当事者	労働組合	0	2	1	1	0	4
	使用者	0	0	0	1	0	1
	労使双方	0	0	0	0	0	0
職 権		0	0	0	0	0	0
計		0	2	1	2	0	5

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数		年					計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
49人以下		0	0	0	2	0	2
50～99人		0	0	0	0	0	0
100～199人		0	0	0	0	0	0
200～299人		0	1	0	0	0	1
300～499人		0	0	0	0	0	0
500～999人		0	0	1	0	0	1
1,000人以上		0	1	0	0	0	1
計		0	2	1	2	0	5

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種		年					計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
建設業		0	0	0	0	0	0
製造業		0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	0	0
情報通信業		0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業		0	0	0	1	0	1
卸売業、小売業		0	0	0	0	0	0
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	0	0	1	0	1
医療、福祉		0	1	0	0	0	1
サービス業（他に分類されないもの）		0	1	1	0	0	2
公務（他に分類されるものを除く）		0	0	0	0	0	0
合 計		0	2	1	2	0	5

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
組合承認・組合活動			0	0	0	0	0	0
協約締結・全面改定			0	0	0	0	0	0
協約効力・解釈			0	0	0	0	0	0
賃金等	賃金増額		0	0	0	2	0	2
	一時金		0	0	0	0	0	0
	諸手当		0	1	0	0	0	1
	その他賃金に関するもの		0	0	0	1	0	1
	退職一時金・年金		0	0	0	0	0	0
小計			0	1	0	3	0	4
給与労働以外の条件	労働時間		0	1	0	0	0	1
	休日・休暇		0	2	0	0	0	2
	定年制		0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件		0	0	0	0	0	0
小計			0	3	0	0	0	3
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小		0	0	0	0	0	0
	人員整理		0	0	0	0	0	0
	配置転換		0	0	0	0	0	0
	解雇		0	0	0	0	0	0
	その他の経営人事		0	0	0	0	0	0
小計			0	0	0	0	0	0
福利厚生			0	0	0	0	0	0
団交促進			0	1	1	1	0	3
事前協議制			0	0	0	0	0	0
その他			0	1	1	1	0	3
合計			0	6	2	5	0	13

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
1	令和5年 (調) 第1号	使用者	<p>申請者が実施する事業に一時的に配置した専門職員らから、当初の想定より過重な業務が生じたとして賃金増額の申立てがなされ、その後、当該職員らが加入した合同労組から給与・手当の要求及び団体交渉申入れがなされたが、当事者間の認識に隔たりが大きく応じられないとして、調整を求めて申請された。</p> <p>当事者から事情を聴取した結果、申請者は労働委員会が立ち会うなら団交に応じるとの意思を示し、被申請者もこれに同意し、解決した。</p>	教育、学習 支援業	R5. 11. 22 R5. 12. 5 R5. 12. 19 (労側あっせん員の変更) R6. 1. 15	解決	1	42	(公)戸谷 (労)木本 (労)大嶺委員 の退任に伴う 変更 (使)名嘉村
2	令和5年 (調) 第2号	労働組合	<p>実質的な団交拒否を繰り返したことに對する謝罪と誠実に団体交渉に応じること及び組合員である職員の時給単価の増額を求めて申請された。</p> <p>当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。</p>	運輸業、郵 便業	R5. 12. 11 R5. 12. 20 R6. 3. 6	解決	1	78	(公)村上 (労)與那覇 (使)普久原

注) 所要日数はあっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和6年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が1件、新規申請が19件の計20件である。このうち5件が解決、1件が取下げ、10件が打切りにより終結し、次年への繰越は3件となっている。

また、令和2年から令和6年における係属件数は56件で、終結状況は、解決15件、打切り33件、取下げ4件、不開始1件となっている。

令和2年から令和6年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
係属件数	前年繰越	1	2	0	4	1	1
	新規	9	5	11	11	19	55
	計	10	7	11	15	20	56
終結状況	解決	3(1)	2	2	3(3)	5	15
	打切り	4	5(2)	4	10(1)	10(1)	33
	取下げ	1	0	1	1	1	4
	不開始	0	0	0	0	1	1
	計	8(1)	7(2)	7	14(4)	17(1)	53
	平均調整回数(回)	0.6	0.6	0.6	0.8	0.5	0.63
	平均所要日数(日)	47	70	38	56	61	55.6
	解決率(%)	42.9	28.6	33.3	23.1	33.3	31.3
次年繰越	2	0	4	1	3	3	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件（あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。）の平均値である。

③ 解決率(%) =
$$\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

④ 計欄は、当該期間（5年）を1期間とした時の係属件数等であり、令和2年から令和6年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
労働者		9	5	10	11	19	54
使用者		0	0	1	0	0	1
計		9	5	11	11	19	55

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
49人以下		2	2	5	5	5	19
50～99人		2	0	3	0	1	6
100～299人		2	0	2	2	1	7
300～499人		3	0	1	1	6	11
500人以上		0	3	0	3	6	12
計		9	5	11	11	19	55

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
農業、林業		0	0	0	0	0	0
建設業		0	1	0	0	1	2
製造業		0	0	1	0	0	1
情報通信業		1	0	0	0	0	1
運輸業、郵便業		0	0	0	0	0	0
卸売業、小売業		2	0	1	0	2	5
金融業、保険業		0	1	0	1	0	2
不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	1	1
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		2	0	1	1	2	6
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	2	1	3
教育、学習支援業		0	1	2	2	4	9
医療、福祉		2	0	5	3	2	12
複合サービス事業		0	2	0	0	0	2
サービス業（他に分類されないもの）		2	0	1	2	6	11
公務（他に分類されるものを除く）		0	0	0	0	0	0
合計		9	5	11	11	19	55

第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
経営又は人事	解雇		2	3	5	3	5	18
	配置転換、出向・転籍		0	0	2	1	0	3
	復職		0	0	0	1	2	3
	懲戒処分		1	0	1	1	1	4
	退職		0	0	0	1	2	3
	勤務延長、再雇用		0	1	0	0	0	1
	その他経営又は人事		0	0	0	1	0	1
小計			3	4	8	8	10	33
賃金等	賃金未払		1	0	0	0	4	5
	賃金増額		0	0	0	0	0	0
	賃金減額		0	0	0	0	0	0
	一時金		0	0	0	0	0	0
	退職一時金		0	0	0	0	0	0
	解雇手当		3	1	0	0	0	4
	休業手当		0	0	0	0	0	0
	諸手当		2	0	0	1	0	3
	その他賃金		0	0	1	0	0	1
	年金（企業年金・厚生年金等）		0	0	0	0	0	0
小計			6	1	1	1	4	13
労働条件等	労働契約		0	0	0	0	0	0
	労働時間		0	0	2	0	0	2
	休日・休暇		0	0	1	0	0	1
	年次有給休暇		0	0	1	0	0	1
	育児休業・介護休業		0	0	0	0	0	0
	時間外労働		0	0	0	0	0	0
	安全・衛生		0	0	0	0	1	1
	福利厚生制度		0	0	0	0	0	0
	社会保険		0	0	0	0	0	0
	労働保険		0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件等		1	0	0	0	1	2
小計			1	0	4	0	2	7
人職 間場 関の 係	セクハラ		0	0	0	0	0	0
	パワハラ・嫌がらせ		2	1	5	7	5	20
	小計		2	1	5	7	5	20
その他			4	2	4	6	9	25
合計			16	8	22	22	30	98

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
1	令和5年 (個) 第11号	労働者	上司によるパワハラ言動があったとして、謝罪と念書を求めて申請された。当事者から事情を聴取し、あっせん案を提示したが、一方が受け入れない意向を示したため、打ち切りとなった。	生活関連 サービス業、 娯楽業	R5.12.10	打ち切り	2	121	(公)田島 (労)知花 (使)金城
					R5.12.14				
					R6.4.8				
2	令和6年 (個) 第1号	労働者	被申請者から明確な説明もなく自宅待機を告げられ、その後自主退職を促されたとして、自宅待機の撤回等を求めて申請された。当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。	卸売業、小 売業	R6.1.25	解決	1	43	(公)與那嶺 (労)知花 (使)大城
					R6.2.2				
					R6.3.7				
3	令和6年 (個) 第2号	労働者	同上	卸売業、小 売業	R6.1.25	解決	1	43	(公)與那嶺 (労)知花 (使)大城
					R6.2.2				
					R6.3.7				
4	令和6年 (個) 第3号	労働者	過去の就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類 されないも の)	R6.2.9	打ち切り	0	40	(公)松井 (労)大屋 (使)大城
					R6.2.22				
					R6.3.19				
5	令和6年 (個) 第4号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習 支援業	R6.2.9	打ち切り	0	40	(公)松井 (労)大屋 (使)大城
					R6.2.22				
					R6.3.19				
6	令和6年 (個) 第5号	労働者	雇止めの理由が納得できないとして、雇止めの納得いく説明と謝罪及び精神的苦痛に対する慰謝料を求めて申請された。被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	宿泊業、飲 食サービス 業	R6.3.12	打ち切り	0	31	(公)戸谷 (労)知念 (使)田端
					R6.3.18				
					R6.4.11				

7	令和6年 (個) 第6号	労働者	被申請者から明確な説明がないまま契約満了を告げられたことに対する雇い止めの撤回及び被申請者から交付されたパワハラの内容を示す文書の撤回を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。	医療、福祉	R6.3.19	解決	1	52	(公)田島 (労)木本 (使)名嘉村
					R6.3.27				
					R6.5.9				
8	令和6年 (個) 第7号	労働者	過去の就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.4.15	打ち切り	0	47	(公)與那嶺 (労)與那覇 (使)大城
					R6.4.30				
					R6.5.31				
9	令和6年 (個) 第8号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習 支援業	R6.4.15	打ち切り	0	47	(公)與那嶺 (労)與那覇 (使)大城
					R6.4.30				
					R6.5.31				
10	令和6年 (個) 第9号	労働者	就労場所での不平等な業務量過多等による過労のため、結果として、契約期間満了前に退職せざるを得ない状況となったことに対する損害賠償等を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.4.18	解決	1	82	(公)村上 (労)大屋 (使)金城
					R6.5.10				
					R6.7.8				
11	令和6年 (個) 第10号	労働者	被申請者から明確な説明がないまま契約終了を告げられたことは不当解雇であり、本来支払われるはずであった雇用期間中の賃金等の支払いと、雇用中断を決めた理由の説明及び退職理由の記載がある退職証明書等を求めて申請された。 あっせんを開催したが、双方の主張の隔たりが大きく、打ち切りとなった。	医療、福祉	R6.5.20	打ち切り	1	74	(公)松井 (労)知花 (使)田端
					R6.5.24				
					R6.8.1				
12	令和6年 (個) 第11号	労働者	過去の就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.6.17	打ち切り	0	81	(公)與那嶺 (労)知念 (使)大城
					R6.7.16				
					R6.9.5				
13	令和6年 (個) 第12号	労働者	就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習 支援業	R6.6.17	打ち切り	0	113	(公)與那嶺 (労)知念 (使)大城
					R6.7.16				
					R6.10.7				

14	令和6年 (個) 第13号	労働者	<p>パートとして勤めていた際の給与額が実働時間を考慮すると最低賃金を下回っていたとして、未払賃金の支払いと、退職後に受けたパワハラへの慰謝料の支払いを求めて申請された。</p> <p>あっせん事項の一部があっせんの対象外となることが判明したことから、申請の取扱いについて意向を確認していたところ、申請者と連絡が取れなくなった。</p> <p>あっせんに対する申請者の意向が確認できないことから、あっせんを開始することは適当でないと判断した。</p>	生活関連 サービス業、 娯楽業	R6.6.17	不開始	—	123	指名なし
					—				
					R6.10.17				
15	令和6年 (個) 第14号	労働者	<p>就業外の事故で就業できない程度のけがを負ったにもかかわらず、被申請者から事故当日に出勤を命じられたこと、さらに、被申請者は当該出勤命令行為を認めようとしないうちに、被申請者に安全配慮義務違反の確認等を求めて申請された。</p> <p>申請者から、復職後の状況を見極めた上で改めてあっせん申請を検討したいとして、あっせん手続開始前に取下書が提出された。</p>	宿泊業、飲食 サービス業	R6.8.26	取下げ	—	10	指名なし
					—				
					R6.9.4				
16	令和6年 (個) 第15号	労働者	<p>過去の就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。</p> <p>被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。</p>	サービス業 (他に分類 されないもの)	R6.10.1	打ち切り	0	52	(公)與那嶺 (労)木本 (使)金城
					R6.10.9				
					R6.11.21				
17	令和6年 (個) 第16号	労働者	<p>異動の打診を複数回断ったところ、退職せざるを得ない状況となったとして、会社都合退職への変更と慰謝料等を求めて申請された。</p> <p>当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあっせん案を提示したところ、双方がこれを受け入れ解決した。</p>	不動産業、 物品賃貸業	R6.10.4	解決	1	49	(公)戸谷 (労)大屋 (使)名嘉村
					R6.10.8				
					R6.11.21				
18	令和6年 (個) 第17号	労働者	<p>就労場所である被申請者へのハラスメント申立てに対する審査請求等を求めて申請された。</p>	教育、学習 支援業	R6.10.10	次年 繰越	—	—	(公)與那嶺 (労)木本 (使)金城
					R6.10.17				
					—				

19	令和6年 (個) 第18号	労働者	<p>会社の重要事項に関わる情報を入力していたにもかかわらず、上司への報告を怠ったため会社に損害を与えたとして懲戒処分を受けたが、これに納得がいかないとして、処分の撤回を求めて申請された。</p> <p>当事者から事情を聴取したが、申請者自身においてあつせん事項を整理する時間が必要であると判断し、あつせんを継続することとした。</p>	建設業	R6.10.24	次年 繰越	1	—	(公)田島 (労)知念 (使)田端
					R6.10.30				
					—				
20	令和6年 (個) 第19号	労働者	<p>過去の就業先における労働環境等による体調悪化などを背景に、個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。</p>	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.12.9	次年 繰越	—	—	(公)與那嶺 (労)知花 (使)菊地
					R6.12.18				
					—				

- 注) ① 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。
 ② 令和6年(個)第1号事件及び令和6年(個)第2号事件は併合して事件処理を行った。

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

令和6年中に取り扱った労働組合資格審査は2件あり、不当労働行為救済申立てに伴うものである。このうち1件は適合、1件は次年繰越となっている。

令和2年から令和6年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年					計	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
係属件数	前年繰越	1	0	0	0	1	1	
	事由別	新規申請	1	4	1	5	1	12
		不当労働行為	1	0	0	1	1	3
		法人登記	0	0	0	1	0	1
		委員推薦	0	4	1	3	0	8
		総会決議	0	0	0	0	0	0
	計	2	4	1	5	2	13	
終結状況	適合	1	4	1	3	1(1)	10	
	不適合	0	0	0	0	0	0	
	取下げ・打切り	1(1)	0	0	1	0	2	
	計	2(1)	4	1	4	1(1)	12	
次年繰越		0	0	0	1	1	1	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 計欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和2年から令和6年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表(令和6年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	不当労働行為救済申立て	R5.11.6	R6.3.14	適合
2	労働組合B	不当労働行為救済申立て	R6.10.8	-	次年繰越

第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を、労働委員会が認定して、告示することとなっている。

令和6年中の取扱件数は2件である。

事件番号	申出者		申出年月日	組 合 名	認定手続開始年月日	告示年月日
	企 業 名				認定年月日	公報番号
令和6年(認)第1号	沖縄県病院事業管理者 沖縄県病院事業局長		R6.5.31	・沖縄県病院事業局職員労働組合 ・沖縄県公務員医師労働組合	R6.6.7	R6.9.10
	沖 縄 県 病 院 事 業				R6.7.11	第5249号
令和6年(認)第2号	沖縄県公営企業管理者 沖縄県企業局長		R6.7.30	全水道沖縄県企業局水道労働組合	R6.8.7	R6.10.8
	沖縄県水道事業及び工業用水道事業				R6.9.12	第5257号

2 告示内容

(1) 沖縄県病院事業

沖縄県病院事業局において組織改編に伴う職の新設等があり、組織改編後における労働組合法第2条第1号の規定に該当する者（労働組合の非組合員）の範囲を次のとおり認定して告示した。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄県病院事業局	本庁機関	病院事業統括監	
	総務企画課	課長 副参事 班長 主幹	
	経営課	課長 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）	
	管理課	課長 医療企画監 看護企画監 病院管理監 班長 主幹 人事、給与、服務、組織定数、人材確保及び労使関係担当の主査及び主任技師	
	出先機関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営課長 看護部長 副看護部長
病院総務事務センター		所長 副所長	

(2) 沖縄県水道事業及び工業用水道事業

沖縄県企業局において組織改編に伴う職の新設等があり、組織改編後における労働組合法第2条第1号の規定に該当する者（労働組合の非組合員）の範囲を次のとおり認定して告示した。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄県企業局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事	
	総務課	課長 総務班長 人事班長 予算班長 給与、服務、労使関係事務、組織定数又は職務権限担当の主査	
	経営計画課	課長 経営班長	
	経理課	課長 経理班長	
	配水管理課	課長 危機管理室長	
	建設課	課長 建設調整監	
	出先機関	久志浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		石川浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		北谷浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		西原浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
水質管理事務所		所長 副参事	

第3節 争議行為予告通知

令和6年に労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたものの5件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの35件、合計40件であり、当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：118人	R6. 2. 20	賃金に関する要求 勤務に関する要求	実情調査実施
		R6. 3. 9以降 争議解決の日まで		
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：965人	R6. 2. 28	夏季一時金 人員補充 港湾制度政策等	実情調査実施
		R6. 3. 16以降 争議解決の日まで		
3	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：993人	R6. 11. 14	冬季一時金 退職者に伴う人員補充 退職金引き上げ 港湾制度政策等	実情調査実施
		R6. 12. 2以降 争議解決の日まで		
4	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：125人	R6. 11. 18	賃金に関する要求	実情調査実施
		R6. 12. 6以降 争議解決の日まで		
5	琉球エアークommューター乗員組合 業種：運輸業 組合員数：38人	R6. 11. 18	賃金に関する要求	実情調査実施
		R6. 12. 6以降 争議解決の日まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づき当委員会または中央労働委員会で受け付けた争議行為予告通知について、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和6年における労働争議の実情調査件数は7件（前年繰越2件含む）で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：749人	職員の大幅増員、勤務環境と処遇の改善 賃金保障、一時金大幅改善 臨時・パート労働者等の処遇改善 労働時間の短縮・改善等	無	R5. 10. 26	(前年繰越) 解決
				R6. 1. 9	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：986人	冬季一時金 退職者に伴う人員補充 定年年齢引き上げ 港湾制度政策等	無	R5. 11. 22	(前年繰越) 打切り
				R6. 2. 5	
3	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：118人	賃金に関する要求 勤務に関する要求	有	R6. 2. 20	解決
				R6. 3. 14	
4	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：965人	夏季一時金 人員補充 港湾制度政策等	無	R6. 2. 28	打切り
				R6. 7. 31	
5	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：993人	冬季一時金 退職者に伴う人員補充 退職金引き上げ 港湾制度政策等	無	R6. 11. 14	打切り
				R6. 12. 24	
6	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種：運輸業 組合員数：125人	賃金に関する要求	有	R6. 11. 18	解決
				R6. 12. 20	
7	琉球エアークommューター乗員組合 業種：運輸業 組合員数：38人	賃金に関する要求	無	R6. 11. 18	解決
				R6. 12. 27	

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

1 全国会議

令和6年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

令和6年開催 全国会議一覧表

月日		会議名	主催等
1	6月13日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
2	6月14日	全国労働委員会会長連絡会議	〃
3	10月28日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	〃
4	10月29日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	〃
5	11月14日	全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	〃
6	11月14日・15日	第79回全国労働委員会連絡協議会総会	〃

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月13日岐阜県）

ア 議事

- (ア) 審査概況等について
- (イ) 調整事件等の概況について

イ 議題懇談

- (ア) 「DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について」
- (イ) 「労働委員会と労働局との連携について」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月14日岐阜県）

ア 講演

「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性(名古屋自動車学校事件)」
 説明：東京都労働委員会公益委員
 東京大学大学院法学政治学研究科 神吉知郁子教授

イ 議題懇談

「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置付けについて」

(3) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10月28日東京都）

ア 調整業務の運営について

- イ 都道府県労働委員会からの事例報告（愛知県労働委員会〔調〕／奈良県労働委員会〔個〕）
- ウ 都道府県労働委員会からの業務報告（秋田県・三重県・熊本県労働委員会）

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（10月29日東京都）

ア 議題

- (ア) 第1議題「中間収入の控除について」
- (イ) 第2議題「併合事件について」

イ 報告

「中労委の民事訴訟のIT化への対応について」

(5) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（11月14日東京都）

ア 第1議題「今後の労働基準関係法制等について」

講師：荒木尚志氏（前中央労働委員会会長代理 東京大学大学院法学政治学研究科教授）

イ 第2議題「コンビニフランチャイズにおける加盟者の労組法上の労働者性について」

講師：國武英生氏（北海道労働委員会会長 小樽商科大学商学部企業法学科教授）

(6) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会（11月14日・15日東京都）

ア 議題

- (ア) 第1議題「退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について」
(北海道・東北ブロック公労使提案)
- (イ) 第2議題「審査の迅速化に向けた取組について」
(中労委提案)
- (ウ) 第3議題「若年層に向けた労働委員会の取組の周知について」
(近畿ブロック公労使提案)

イ 講演

「近年における労働裁判例の動向」
講師：森戸英幸氏（元中央労働委員会会長代理）

2 九州ブロック会議

令和6年における当委員会に係る九州ブロック会議は次のとおりである。

令和6年開催 九州ブロック会議一覧表

月日		会議名	主催等
1	1月25日・26日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）	長崎県
2	2月15日・16日	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	鹿児島県
3	2月29日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	沖縄県
4	4月18日	九州労働委員会事務局長会議	福岡県
5	4月18日	九州労働委員会会長会議	福岡県
6	5月15日・16日	九州ブロック労委労働者側委員連絡協議会総会・研修会	沖縄県
7	5月16日・17日	第91回九州労働委員会連絡協議会	沖縄県
8	7月18日・19日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	佐賀県
9	9月26日・27日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県
10	9月5日	九州労働委員会事務局課長会議	鹿児島県
11	10月17日	九州労働委員会公益委員連絡会議	熊本県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）（1月25日・26日長崎県）

ア 議題

- (ア) 使用者が休憩室でのピラ配布を許可しなかった場合の労組法7条3号の成否等について
- (イ) ポストノティス命令発出基準等の有無について
- (ウ) 相談段階における相談者からの不当労働行為に該当するか否かの質問対応について
- (エ) 不当労働行為事件救済命令に対する取消訴訟が提起された場合の事務処理について
- (オ) 労災の結果があっせん事項に影響を及ぼすことが考えられる事例への対応について
- (カ) 被申請者と連絡がとれない場合の対応について
- (キ) 被申請者のあっせん不応諾理由について
- (ク) 外国人労働者に係る事件の状況について
- (ケ) 外国語での通訳サポートが必要な外国人労働者から労働相談及びあっせんの申請があった際の対応方法について
- (コ) 通訳を必要とする相談者への対応について
- (サ) 労働争議の実情調査結果の総会報告について
- (シ) 労働委員会の事務における「アナログ規制」の点検・見直しの状況について
- (ス) 不当労働行為事件、あっせん事件において、担当委員、あっせん員が期日外で当事者と接触した事例について

イ 研修会（講演）

内容：最近の労働判例の動きや特徴
講師：後藤 究 氏（長崎県立大学地域創造学部公共政策学科講師）

(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議（2月15日・16日鹿児島県）

〔議題〕

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 2024年度の九州地区使用者委員研修会について
- ウ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換）

(3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（2月29日沖縄県）

- ア 役員の交代について
- イ 2023年度全国労委労協の取り組みについて
- ウ 2023年度九ブロ労委労協の取り組みについて
- エ 2024年度九ブロ労委労協総会・研修会（5月15日・16日）の開催について
- オ 月間「労委労協」執筆計画（担当県）について
- カ 全国労働委員会連絡協議会総会 副議長・場内発言の順位について
- キ 九ブロ労委労協総会の開催計画について
- ク 2024年度第1回幹事会について
- ケ 持続可能な組織運営のための財政見直しについて

(4) 九州労働委員会事務局長会議（4月18日福岡県）

- 議題1 「令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について」
- 議題2 「九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて」
- 議題3 「令和6年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について」
- 議題4 「広報活動について」
- 議題5 「労働組合資格審査の手続について」
- 議題6 「委員としての見識を深めるための方策について」

(5) 九州労働委員会会長会議（4月18日福岡県）

- 議題1 「労働関係が曖昧な場合のあっせんの対応について」
- 議題2 「団体交渉における財務資料の提示について」

(6) 九州ブロック労委労働者側委員連絡協議会総会・研修会（5月15日・16日沖縄県）

ア 議事

- (ア) 2023年活動経過報告
- (イ) 2023年会計決算報告
- (ウ) 2023年会計決算監査報告
- (エ) 2024年の取組（案）
- (オ) 2024年予算（案）
- (カ) 2024年役員体制（案）

イ 研修会

- 講演：「労組法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について」
- 講師：自治労福岡県本部 組織局 大土重儀氏

(7) 第91回九州労働委員会連絡協議会（5月16日・17日沖縄県）

ア 研修会

- 講演：「近年における労働裁判の動向について」
- 講師：渡邊絹子氏（中央労働委員会東日本区域地方調整委員 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

イ 議事

- (ア) 報告1 「前回（第90回）連絡協議会の結果について」
- (イ) 報告2 「全労委運営委員会の結果について」
- (ウ) 議題「個別労働関係紛争あっせん事件、集団的労使紛争あっせん事件及び不当労働行為審査事件についての特徴的な事例の検討」

(8) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（7月18日・19日佐賀県）

ア 議題

- (ア) 当事者がフリーランス（個人事業主）の事件、相談について
- (イ) あっせん開始の判断が難しい場合の対応について
- (ウ) 障がい者の契約更新にかかる助言及びあっせんについて

- (エ) あっせんの解決率の上昇につながる効果的な取組及びあっせんの平均処理日数の減少につながる効果的な取組について
- (オ) 労働者性が争点となるあっせん申請の取扱いについて
- (カ) 合同労組からのあっせん申請について
- (キ) あっせん不応諾の意向を示した被申請者への対応について
- (ク) 労働争議の実情調査の範囲について
- (ケ) 労働相談者・あっせん申請者が労委を認知したきっかけについて
- (コ) あっせん終結後、あっせんの合意事項に違反した場合の対応について

イ 研修会（講演）

内容：①働き方の変化～副業・兼業について～

②失業給付に係る制度について（離職理由と給付の関係）

講師：①奥田 朋子 氏（佐賀労働局労働基準部監督課 専門監督官）

②上河 佳子 氏（佐賀労働局職業安定部職業安定課 地方雇用保険監督官）

(9) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（9月26日・27日福岡県）

ア 2024年度全国労委労協及び九州プロ労委労協の取り組みについて

イ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会への対応について

ウ 第67回労委労協総会に向けて

エ 2025年度九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて

オ 研修会テーマについて

カ 2024年度九プロ労委労協第2回幹事会の開催に向けて

キ 事例・命令研究会の開催について

ク その他確認事項

ケ 各県の状況について

(10) 九州労働委員会事務局課長会議（9月5日鹿児島県）

議題1 九州労働委員会会長・事務局長会議の開催時期について（協議）

議題2 令和7年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）

議題3 令和7年度調査研究会議の研修内容等について（協議）

議題4 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について（協議）

議題5 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）

議題6 令和7年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算の見直しに係る実施事業について（協議）

議題7 繰越金を活用した令和7年度の取組（案）について（協議）

議題8 総会等会議におけるペーパーレス化及びウェブ活用の状況（情報交換）

議題9 労働委員会の実務へのITの活用について（情報交換）

議題10 労働相談後のフォローアップについて（情報交換）

議題11 労働委員会委員の活用のための労働相談会等の実施について（情報交換）

議題12 労働委員会と知事部局の労働行政担当課との連携について（情報交換）

(11) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月17日熊本県）

ア 議事

議題「不当労働行為審査事件における申立期間及び支配介入に係る判断について」

イ 講演

演題：「労組法は地方にもう存在しないかもー断言はしないけど、そうなら労委はどうしましょうかね？」

講師：紺屋 博昭氏（熊本県労働委員会公益委員）

第2節 研修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和6年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 令和6年度 全労委公労使委員合同研修（全体研修）（9月5日東京都）

- (ア) 講演「労働委員会について ー歴史・現状・課題ー」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 事例検討（調整関係）
- (エ) 模擬審問

イ 令和6年度 全労委公労使委員合同研修（公益委員研修）（9月6日東京都）

- (ア) 審査実務研修「事例研究（1事例）」
- (イ) 和解実務研修「事例研究（1事例）」
- (ウ) 調整実務研修「判例及び事例研究」

ウ 令和6年度 全労委公労使委員合同研修（労働者委員研修）（9月6日東京都）

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度について」
- (イ) 講演「個別労働紛争の現状と解決制度」

エ 第50回九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月26日・27日宮崎県）

- (ア) 講演「労働条件の決定と労働者の同意」
- (イ) 研究討議Ⅰ「審査事件」
- (ウ) 研究討議Ⅱ「調整事件」
- (エ) 研究討議Ⅲ「個別事件」

オ 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修（12月5日・6日東京都）

- (ア) 講義「裁判例の動向」
- (イ) 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」
- (ウ) 講義「労働関係法令の改正等の動向」
- (エ) グループディスカッション「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」

(2) 委員特別研修

令和6年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

ア 個別労働紛争解決研修（令和6年度基礎研修）（12月10日東京都）

- (ア) 労働法
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 労働法（総括）

イ 個別労働紛争解決研修（令和5年度応用研修）（1月16日） ※ライブ配信

- (ア) 最近の労働立法/判例の動向、事例的研修
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 労働法（総括）
- (エ) 個別労働紛争解決トレーニング

2 事務局職員関係各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委等主催の次の研修を受講した。

(1) 第75回労働委員会事務局職員中央研修（6月10日・11日東京都）

- ア 講演（審査部門・調整部門）
 - （ア）労働委員会制度について
 - （イ）労働委員会事務局職員に期待すること
- イ 審査部門研修
 - （ア）不当労働行為の審査手続について
 - （イ）命令書（案）の起案のための作業手順
 - （ウ）演習
- ウ 調整部門研修
 - （ア）労働局のあっせん制度
 - （イ）裁判所における個別労働紛争解決システム
 - （ウ）演習（実事例を基にした一連の処理について）
 - （エ）都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中労委公益委員コメント

(2) 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月9日～11日東京都）

- ア 講義
 - （ア）フリーランス・個人事業主の労働相談について
 - （イ）労働関係法令の改正等の動向
 - （ウ）基本となる裁判例
 - （エ）都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
- イ 演習
 - （ア）カウンセリング技法
 - （イ）受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討

(3) 令和6年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月17日熊本県）

- ア 講義「命令書を作成する際の留意点」
- イ 意見交換
 - （ア）労働委員の知識・技能向上のための取組について

(4) 令和6年度労働委員会事務局職員専門研修（11月26日～11月29日東京都）

- ア 講義
 - （ア）不当労働行為審査手続の基礎と命令書
 - （イ）実務経験からみた和解の留意点
- イ 演習
 - （ア）不当労働行為事件審査演習
 - （イ）命令原案作成

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報媒体の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する出前講座等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能や業務内容についてわかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

(春) 第24期沖縄県労働委員会委員の任命について

(夏) 令和5年取扱事件の概況について

(秋) あっせん員候補者について

3 県広報誌、広報番組及び公式X (Twitter) による広報

県広報誌「美ら島沖縄」(毎月1日発行)の「県の動き」及び「情報ひろば」、県公報番組「ラジオ県民室」、県公式X (旧Twitter) において、労働委員会の役割等について紹介した。

4 個別労働関係紛争処理制度周知月間に係る取組

雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会では、毎年10月を個別労働関係紛争処理制度の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

当委員会においても、PRポスターやチラシ等を作成し、本庁舎共用掲示スペースにて掲示・配架するとともに県内労働関係機関、大学、労働組合、使用者団体等へ配布した。また、当委員会ホームページ、県公式X (旧Twitter)、県広報番組「ラジオ県民室」、使用者団体が発刊する月刊誌にて個別あっせん制度等の周知・広報を行った。

5 沖縄県労働委員会出前講座

県立高等学校(定時制)の生徒を対象に、労使紛争の未然防止や解決のため、基本的な労働法の知識や労働トラブル対処法等を説明し、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

(1) 沖縄県立北部農林高等学校

ア 講師：知花 優 労働者委員

イ 開催日：7月1日(月)

ウ 参加者：定時制生徒等 47名

(2) 沖縄県立中部農林高等学校

ア 講師：大屋 尚子 労働者委員

イ 開催日：9月9日(月)

ウ 参加者：定時制生徒等 21名

(3) 沖縄県立八重山商工高等学校

ア 講師：木本 邦広 労働者委員

イ 開催日：9月18日(水)

ウ 参加者：定時制生徒等 31名

6 利用者向けセミナー

利用者に対し、労使紛争の未然防止や解決方法及び労働委員会の役割等について周知を行うことで、労使関係の安定化に寄与することを目的に、県商工会連合会の会長、事務局長、経営指導員等を対象に利用者向けセミナーを実施した。

- (1) 沖縄県商工会連合会経営指導員等研修会
 - ア 講師：名嘉村 裕子 使用者委員
 - イ 開催日：8月23日(金)
 - ウ 参加者：経営指導員 54名
- (2) 中部地区商工会 会長・事務局長会議
 - ア 講師：金城 欣光 使用者委員
 - イ 開催日：9月17日(火)
 - ウ 参加者：中部地区商工会会長・事務局長 16名
- (3) 南部地区商工会 建設業部会 講習会
 - ア 講師：田端 一雄 使用者委員
 - イ 開催日：11月27日(水)
 - ウ 参加者：代表取締役等 62名

資料 年別申立て・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整												個別労働関係紛争あつせん			労働組合の資格審査			計					
	前年 繰越	新規 申立	計	あつせん			調停			仲裁			計			前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計			
				前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計												
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)	*	*	*	0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16	*	*	*	1	8	9	1	24	25			
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28	*	*	*	0	8	8	0	39	39			
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14	*	*	*	0	13	13	4	26	30			
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7	*	*	*	0	7	7	1	14	15			
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8	*	*	*	0	3	3	3	9	12			
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14	*	*	*	0	9	9	0	26	26			
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6	*	*	*	0	1	1	4	6	10			
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12	*	*	*	0	8	8	3	20	23			
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27	*	*	*	0	6	6	0	36	36			
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27	*	*	*	0	10	10	4	40	44			
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21	*	*	*	3	7	10	11	29	40			
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9	*	*	*	2	4	6	10	16	26			
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8	*	*	*	0	7	7	9	14	23			
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7	*	*	*	0	3	3	8	10	18			
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14	*	*	*	1	9	10	7	23	30			
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	5	2	7	8	6	14			
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	*	*	*	5	3	8	7	8	15			
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10	*	*	*	1	1	2	5	8	13			
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3	*	*	*	1	3	4	4	5	9			
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	*	*	*	0	0	0	0	5	5			
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	*	*	*	0	2	2	1	5	6			
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	*	*	*	0	4	4	1	9	10			
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	*	*	*	2	1	3	4	12	16			
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8	*	*	*	1	3	4	5	8	13			
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	*	*	*	3	2	5	6	12	18			
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	*	*	*	1	2	3	3	6	9			
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	0	6	6	0	13	13			
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	*	*	*	2	0	2	4	3	7			
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	*	*	*	1	7	8	2	19	21			
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17			
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20			
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17			
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14			
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13			
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19			
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22			
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35			
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29			
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31			
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26			
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23			
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23			
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35			
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35			
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28			
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22			
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30			
2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	1	1	2	5	10	15			
3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	7	0	4	4	2	11	13			
4	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	11	11	0	1	1	1	14	15			
5	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	11	15	0	5	5	4	19	23			
6	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	19	20	1	1	2	5	21	26			
合計	-	87	-	-	382	-	-	31	-	-	1	-	-	414	-	-	151	-	-	271	-	-	923	-			

注) ① 昭和47年の()内は、復帰前の申請件数で内数である。

② 個別労働関係紛争のあつせんは、平成14年4月から開始しており、平成14年以降、集計を行っている。

沖縄県労働委員会年報

令和6年版

発行 令和7年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp
